

西郷村告示第28号

平成22年第1回西郷村議会定例会を、下記のとおり招集する。

平成22年2月26日

西郷村長 佐藤正博

記

1. 期 日 平成22年3月5日
2. 場 所 西郷村議会議事堂

応招不応招議員

・ 応招議員（18名）

1番	佐藤厚潮君	2番	岩科弘純君	3番	南館かつえ君
4番	藤田節夫君	5番	金田裕二君	6番	仁平喜代治君
7番	秋山和男君	8番	徳田進君	9番	小林重夫君
10番	白岩征治君	11番	矢吹利夫君	12番	上田秀人君
13番	森健一君	14番	後藤功君	15番	大石雪雄君
16番	室井清男君	17番	鈴木宏始君	18番	高木信嘉君

・ 不応招議員（なし）

平成22年第1回西郷村議会定例会

議事日程（1号）

平成22年3月5日（金曜日）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 1号 西郷村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 2号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 3号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 4号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 5号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 6号 西郷村重度心身障がい者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 7号 西郷村国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第 8号 西郷村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第 9号 西郷村営住宅等管理人の報酬支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第10号 西郷村集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第11号 指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第12号 西郷村道路線の認定について
- 日程第15 議案第13号 白河地方土地開発公社定款の一部変更について
- 日程第16 議案第14号 平成22年度西郷村一般会計予算
- 日程第17 議案第15号 平成22年度西郷村墓地特別会計予算
- 日程第18 議案第16号 平成22年度西郷村国民健康保険特別会計予算
- 日程第19 議案第17号 平成22年度西郷村老人保健特別会計予算
- 日程第20 議案第18号 平成22年度西郷村土地造成事業特別会計予算
- 日程第21 議案第19号 平成22年度西郷村公共下水道事業特別会計予算
- 日程第22 議案第20号 平成22年度西郷村農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第23 議案第21号 平成22年度西郷村介護保険事業特別会計予算
- 日程第24 議案第22号 平成22年度西郷村介護サービス事業特別会計予算
- 日程第25 議案第23号 平成22年度西郷村後期高齢者医療特別会計予算

- 日程第 2 6 議案第 2 4 号 平成 2 2 年度西郷村水道事業会計予算
- 日程第 2 7 議案第 2 5 号 平成 2 2 年度西郷村工業用水道事業会計予算
- 日程第 2 8 議案第 2 6 号 平成 2 1 年度西郷村一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第 2 9 議案第 2 7 号 平成 2 1 年度西郷村墓地特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 3 0 議案第 2 8 号 平成 2 1 年度西郷村国民健康保険特別会計補正予算
（第 4 号）
- 日程第 3 1 議案第 2 9 号 平成 2 1 年度西郷村老人保健特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 3 2 議案第 3 0 号 平成 2 1 年度西郷村土地造成事業特別会計補正予算
（第 1 号）
- 日程第 3 3 議案第 3 1 号 平成 2 1 年度西郷村公共下水道事業特別会計補正予算
（第 3 号）
- 日程第 3 4 議案第 3 2 号 平成 2 1 年度西郷村農業集落排水事業特別会計補正予算
（第 2 号）
- 日程第 3 5 議案第 3 3 号 平成 2 1 年度西郷村介護保険事業特別会計補正予算
（第 4 号）
- 日程第 3 6 議案第 3 4 号 平成 2 1 年度西郷村介護サービス事業特別会計補正予算
（第 2 号）
- 日程第 3 7 議案第 3 5 号 平成 2 1 年度西郷村後期高齢者医療特別会計補正予算
（第 3 号）
- 日程第 3 8 議案第 3 6 号 平成 2 1 年度西郷村水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 3 9 議案第 3 7 号 平成 2 1 年度西郷村工業用水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 4 0 報告第 1 号 専決処分の報告について（専決第 1 号）

・出席議員（17名）

1番	佐藤厚潮君	3番	南館かつえ君	4番	藤田節夫君
5番	金田裕二君	6番	仁平喜代治君	7番	秋山和男君
8番	徳田進君	9番	小林重夫君	10番	白岩征治君
11番	矢吹利夫君	12番	上田秀人君	13番	森健一君
14番	後藤功君	15番	大石雪雄君	16番	室井清男君
17番	鈴木宏始君	18番	高木信嘉君		

・欠席議員（1名）

2番 岩科弘純君

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	佐藤正博君	副村長	菊池亘高君
教育長	加藤征男君	会計管理者兼 会計室長	真船和憲君
参事兼 総務課長	大倉修君	税務課長	大平一美君
住民生活課長	森下富夫君	福祉課長	君島喜弘君
健康推進課長	円谷文雄君	参事兼 商工観光課長	藤田良一君
農政課長	真船秀典君	参事兼 建設課長	小松慎次君
参事兼 企画調整課長	秋田勝雄君	参事兼 上下水道課長	鈴木市郎君
参事兼 学校教育課長	近藤富美雄君	生涯学習課長	須藤清一君
農業委員会 事務局長	皆川博三君		

・本会議に出席した事務局職員

議会議務局長 兼監査委員 主任書記	水野由次	庶務兼議事係長	藤田哲夫
主任主査	池田早苗		

◎開会及び開議の宣告

○議長（高木信嘉君） おはようございます。定足数に達しておりますので、ただいまから平成22年第1回西郷村議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

○議長（高木信嘉君） 日程に入るに先立ち、議長より報告をいたします。

2番岩科弘純君は、学会出席のため欠席の旨の報告がありました。

次に、15番大石雪雄君より、先の葬儀に際しまして皆さんにお礼のごあいさつの申し出がありましたので、これを許します。15番大石雪雄君。

（15番大石雪雄君より御礼のあいさつ）

○議長（高木信嘉君） 大石雪雄君のあいさつが終わりました。

次に、諸般の報告をいたします。

はじめに、先月末の議長行動表、例月出納検査結果報告書、定期監査決算報告書、入札結果報告書、平成21年第4回西郷村議会定例会並びに平成21年第2回臨時会会議録をそれぞれお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

次に、一般質問の通告であります。本日正午締め切りですので、ご留意願います。

次に、これまでに受理した請願2件、陳情2件につきましては、会議規則第92条の規定により、別紙配付の請願・陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託しました。

次に、地方自治法第121条の規定により、説明のため執行機関にあらかじめ出席を求めておきました。本日の会議には、村長、副村長、教育長並びに各担当課長が出席をしております。

それでは、本日の日程に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（高木信嘉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、会議録署名議員に12番上田秀人君、13番森健一君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（高木信嘉君） 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期につきましては、3月3日に開催しました議会運営委員会において、お手元に配付した日程のとおり答申がありました。

おはかりいたします。

本定例会は、本日より3月17日までの13日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（高木信嘉君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日より3月17日までの13日間と決定しました。

◎村長の当選のあいさつ及び所信表明

○議長（高木信嘉君） 次に、この度の村長選におきまして再選されました村長、佐藤正博君より当選のあいさつ及び所信表明の申し出がありましたので、これを許します。

村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 平成22年西郷村議会第1回定例会の開会にあたりまして、ごあいさつと所信を申し上げたいと思います。

去る2月28日に行われました西郷村長選挙におきましては、多くの村民の皆様にご信任をいただき、また、議員の皆様からも力強いご支援、ご協力を賜りまして三期目の当選を果たすことができました。心より厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。気を引き締め、新たな4年間、村民福祉の向上、村政の進展に渾身の力を注いでまいる所存でございますので、よろしくお願いを申し上げます。

私は、村長に就任以来「ふるさとに活力と笑顔を」をスローガンとして、議員各位、村民の皆様のご協力、ご支援をいただきながら8年間村政を執行してまいりました。先輩諸兄や企業等のご努力により、これまでは比較的堅調な雇用状況の中、村民経済も維持され、本村もこの5年間、地方交付税の不交付団体として各事業を執行してまいりました。しかし、ここ1年数か月、日本経済は低迷を極め、長期化の様相も呈しております。企業業績の悪化、雇用不安は、本村でも村民所得、家計へ重大な打撃を与え、寄せられる声にも窮状を実感する日々でもございます。目指す「ふるさとに活力と笑顔を」も、村民個々の家庭での活力、笑顔の集結でありますので、地域は地域として活力を上げる策を講じていかなければなりません。まず、短期的には緊急雇用対策事業や企業への雇用依頼など、できる部分から対処し、長期的には企業誘致や既存企業の拡張などを働きかけてまいります。また、この状況に伴い、法人村民税など村の税収も落ち込んでおりますが、これまで安定的財政運営を目指し景気変動を予測し、各種基金の積み増しや、あるいは後年度の負担を軽減する起債の繰上償還などを行い、村政の急転を防ぐことに意を配してまいりました。新年度は普通地方交付税の交付団体となりますが、行政の停滞を招くことなく、村民の負託に応じていき、また、将来展望に立って堅実に今後4年間の行政を執行してまいる所存であります。

昨年度は政権交代により、大きな政策転換が行われております。国の各種の制度、あるいは交付金、補助金なども依然流動的なものがございますが、西郷村民、西郷村にとって今後どの方向を向くべきか、しっかりと見極め、適切に対処していきたいと思っております。

そのような状況も踏まえ、今回3期目に臨むにあたり、私は「さわやか高原公園都市にしごう」を目指しまして、村民の皆様、西郷村の未来へ5つの公約を掲げました。

まず、1つ目といたしまして「自然と調和した快適な村づくり」であります。本村は、新白河駅、白河インターチェンジを中心とした東部の都市部、新興住宅地、農村集落が点在する中部田園地帯、日光国立公園の西部山岳地帯の3つの地域に大別でき、それぞれに素晴らしい自然環境が残っております。本村を象徴する那須山系はどこからでも望め、阿武隈川、黒川、また、その支流が網の目のように走り、本村のみ

ならず下流域の人々の生活、産業、生態系を支えております。これらの自然を次世代に良好に引き継ぐことは、村民にかけがえのない財産を残し、また源流の里として本村に課された使命でもあります。これらの自然と調和を取りながら、安全、安心の住環境を確保するために、交通や情報のネットワークを整備し、また循環型社会を構築していくことは、快適な村づくりの要件でもあります。

それらの施策として、まず1番目に、安全、安心なふるさとへ、道路、水路、歩道、通学路、防犯、消防施設の整備、防災、防犯体制の充実。2番目に、源流の里としての水環境、森林の保全や上下水道の整備。3番目に、ごみの減量化とリサイクルの推進、バイオマスタウンの実現。4番目に、光ケーブルの全村敷設完了により、高度情報化社会の利用体制の整備。5番目に、公園、遊歩道、遊具の整備。6番目に、景観保全、案内標識の整備、文化財の保護。7番目に、駅前西線、新田橋の整備等、新白河駅周辺の交通ネットワークの改善。8番目に、新幹線新白河駅、高原口広場の拡大及びユニバーサルデザイン化。9番目に、西郷バスストップの拡充整備。そして、旧雇用促進住宅を西郷村定住促進住宅として村営化することを掲げております。都市と自然との融合を図りながら、自然環境の保全、生活環境の改善、日光国立公園、東北の玄関口としての顔づくりを進めてまいります。

2つ目に「希望を持ち安心して暮らせる村づくり」であります。日本が世界に類を見ない少子高齢化にある中、本村は児童、生徒の数においてほぼ横ばいを維持し、老年人口比率も県内では最も低い活力ある自治体でもあります。しかし本村も、その進行は例外ではなく、出生者の数はやや減少傾向にあり、老年人口比率は年々増加しております。本村では、保育園の保育環境の改善、健康づくり、医療費の助成、また高齢者、障害者福祉施策の拡充など、これまでも各種施策を実施してまいりました。こうしたことにより、人と人とが支え合い、住民が心身ともに健康で生きがいを持って暮らしていける村づくりを村政の大きな柱としてまいります。そのため、1番目に、子どもと関わる、見守る、育む生きがいづくりの推進。2番目に、食育と村のシンボルスポート健康ウォーキングの拡大など健康づくり。3番目に、安心できる地域医療体制の整備。4番目に、保育内容の充実、病児保育の試行。5番目に、不妊治療制度の充実。6番目に、中学3年生までの医療費の無料化。7番目に、旧みずほ保育園の子どもの城としての整備。8番目に、太陽の国や村社会福祉協議会との連携による高齢者福祉の充実。そして9番目に、介護保険制度の確立と障害者福祉の充実を掲げております。これらは、本村の課題であるとともに、日本社会にとっても大きな懸念として叫ばれている重要な問題でございますので、しっかりと対策を立てていきたいと考えております。

3つ目に、「自立と調和の人づくり」であります。社会は人によって成立し、その善し悪しは教育への努力の結果に左右されることは、古今の議論を問いません。地域、国づくりは人づくりといわれるゆえんであります。一人ひとりが社会において幸せな人生を歩むためには、学校教育とともに文化、スポーツ、趣味など、生涯を通じて自ら学習していける環境を整えることが大切であります。学校教育においては、こ

れまでも教育施設や学習環境の整備などハード、ソフト両面において児童、生徒が心身ともに健やかに育つよう力を入れてまいりましたが、引き続き耐震化なども含めて、順次、教育施設の整備を進め、国際化や情報化への対応など時代に即した教育を行っていく必要があります。また、生涯学習においては、文化活動、生涯スポーツ、競技スポーツなど、多彩な学習機会の提供を行ってまいります、これらは参加者自らを高めるとともに、村を支える人づくりとして長期的には最も重要な課題でもございます。このようなことから、その施策として1番目に、西郷第一中学校の屋内運動場の整備、小田倉小学校の校舎の耐震化など教育環境と施設の整備。2番目には、家庭、学校、地域社会の連携による教育力の向上。3番目に、西郷村子ども宣言の実践など心豊かになる教育の推進。4番目に、奨学金制度の充実。5番目に、国際化、情報化教育の推進。6番目に、芸術文化活動の継承と実践のため、公民館活動の充実と伝統文化の保存育成。7番目に、那須甲子少年自然の家や関係機関との連携による体験学習の充実。8番目に、生涯スポーツ、競技スポーツ振興のため、各種団体との連携によるスポーツ教室や大会の開催、指導者の育成を掲げております。

4つ目といたしまして「豊かさを実感できる活力ある村づくり」であります。冒頭申し上げましたとおり、経済は現下、非常に厳しい状況が続いておりますので、長期、短期的施策といたしまして1番目に、緊急雇用対策事業の継続、就職活動の支援。2番目に、エコファーマー、有機野菜、土作りへの取り組み。3番目に、地産地消の推進と地場産業の育成。4番目に、甲子を会津、那須、県南の交流拠点とする高地トレニングコース、雄滝ルート、遊歩道、登山道、道の駅の整備、広域観光の推進。5番目に、企業活動の支援、企業誘致、村産業の顔づくり。6番目に、商工業の組織強化と雇用対策、勤労者支援。7番目に、農業生産基盤の確立と農協と一体となった営農組織の強化。8番目に、家畜改良センターとの連携による畜産振興への取り組み。9番目に、楽翁溪ルートの開発への取り組み。10番目に、農産物加工施設の整備、新たな商品開発と体験型観光産業の推進への取り組み。11番目に、市民農園、ポケットパークの整備などを進めてまいります。長年、雇用を下支えしてまいりました公共事業への国の予算配分も更に後退し、消費者の消費志向なども萎縮気味ではありますが、本村では一昨年に国道289号甲子トンネルが開通しており、観光面や地元農産物の販売など、その効果も徐々に現れてきております。今後、団塊の世代の大量退職は観光客としても、また地場産業の担い手としても有望であり、これらを見越した未開発の観光資源、新たな地場産業の育成など、可能性は広がっております。また、営農者の無農薬農業、農産物加工なども始まっており、景気の動向次第では大規模な工場の立地も残しております。現在の不況を払拭できる産業の育成、強化を目標とし、村政にあたってまいる所存でございます。

最後に5つ目といたしまして、「ふれあいのある協働の村づくり」でございます。今回の選挙を通して私は、実に様々な有難い、善意の意見を頂戴いたしました。行政は住民の声を受け進めるものであり、それが地方自治の本旨でもあります。そこで協働して進める村づくりとして、1番目に、行政座談会など村民の声を重視した協働の

村づくり。2番目に、情報公開の推進と男女協同参画社会の実現への努力。3番目に、行政産業懇話会の充実。4番目に、村民祭の実現、東京西郷会の設立への取り組み、ふれあいと情報交換の機会の創出。5番目に、各種委員会やイベントなどへの住民参加の推進。6番目に、行財政改革の推進、分権型社会への対応。7番目に、職員の意識改革、総合窓口の充実を掲げております。これらは、刻一刻と変化する社会状況に対応し、住民本位の円滑で、潤い、ふれあいのある行政を執行する基盤でもありますので、常に意識して対応してまいります。

ここに5つの項目を掲げて今後4年間の行政執行についてご説明を申し上げましたが、このほかにも課題、対応しなければならない案件は山積しております。議員各位、住民の皆様のご意見、ご指導をいただきながら、その解決、西郷村の発展に向けて鋭意努力してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（高木信嘉君） 村長のあいさつ及び所信表明が終わりました。

◎議案の上程（議案第1号～第37号、報告第1号）

○議長（高木信嘉君） 続いて、日程第3，議案第1号より日程第40，報告第1号まで議案37件、報告1件を一括上程いたします。

職員に議案を朗読させます。議会事務局長。

（事務局長、議案書により朗読）

○議長（高木信嘉君） 議案の朗読が終わりました。

◎提案理由の説明

○議長（高木信嘉君） 続いて、提出議案に対する提案理由の説明を求めます。

村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 平成22年第1回西郷村議会定例会に提案いたしました議案の概要について、ご説明を申し上げます。

本日提案いたしました議案は、議案第1号「西郷村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」のほか、条例改正議案が9件、指定管理者の指定が1件、村道路線の認定が1件、白河地方土地開公社定款の変更が1件、平成22年度予算関係議案が12件、平成21年度補正予算関係議案が12件及び専決処分の報告が1件の合計38件であります。

まず、議案第1号「西郷村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。福島県人事委員会の勧告に鑑み、職員の勤務時間の1週間当たりの38時間45分、1日当たり7時間45分への改定及び月60時間を超える時間外勤務手当の割増部分の代替休暇制度の新設のため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第2号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」であります。福島県人事委員会の勧告に鑑み、職員の1日当たり7時間45分への改定に伴う規定の整備、月60時間を超える時間外勤務手当の割増等について、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第3号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」であり

ますが、職員の勤務時間の1週間当たり38時間45分の改定及び育児短時間勤務にかかる任期付短時間勤務職員の規定の整備のため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第4号「村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」であります。村長及び副村長の給料の減額期間を延長するため、所要の改正をしようとするものであります。

続きまして、議案第5号「教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例」であります。教育長の給料の減額期間を延長するため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第6号「西郷村重度心身障がい者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例」であります。福島県重度障がい者支援事業費補助金交付要綱の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

続きまして、議案第7号「西郷村国民健康保険条例の一部を改正する条例」であります。乳幼児・児童医療費助成対象の小学校から中学校就学中までへの拡大及び生活が困難となった者の一部負担金の減額、免除等により村福祉の向上を図るため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第8号「西郷村国民健康保険税条例の一部を改正する条例」であります。国民健康保険税の減免の事由拡大を図り、生活困難となった者の保険税を減免するため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第9号「西郷村営住宅等管理人の報酬支給に関する条例の一部を改正する条例」であります。西郷村定住促進住宅条例第32条に規定する定住促進住宅管理人に報酬を支給するため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第10号「西郷村集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」であります。平成22年4月1日より西郷村定住促進住宅子安森宿舎の管理運営を開始することに伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第11号「指定管理者の指定について」であります。子安森宿舎集会所について公の施設に関する指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を得ようとするものであります。

続きまして、議案第12号「西郷村道路線の認定について」であります。2096号線については、蒲日向地域内村道及び公民館と国道289号線を結ぶ連絡道路として地域生活に密着しており、今回整備に伴い新たに村道に認定しようとするものであります。5206号線については、谷津田川堤防と道路との兼用工作物として整備し、地域住民の利便性を図っていくために、村道に認定しようとするものであります。

次に、議案第13号「白河地方土地開発公社定款の一部変更について」であります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行に伴い「土地開発公社経理基準要綱」改正事項が平成21年度決算から適用されることにより、白河地方土地開発公社定款の一部を変更するため、議会の議決を得ようとするものであります。

続きまして、議案第14号「平成22年度西郷村一般会計予算」につきまして、

ご説明申し上げます。平成22年度の西郷村一般会計予算は、歳入歳出総額77億2,100万円で、対前年度比5%の増、額にして3億6,800万円の増となりました。歳入予算の主な科目について、ご説明申し上げます。はじめに村民税についてありますが、平成21年度法人村民税につきましては、折からの経済危機の影響を色濃く反映し、対20年度決算比で大幅な減収となることが確実となりました。額にして20億円を超える減収となるものであります。この傾向は、平成22年度の法人村民税を判断するための指標となることは当然であり、平成22年度の法人村民税額は、対前年度比43.7%減の6億2,317万7,000円とするものであります。また、個人村民税につきましては、不況による就労環境の悪化により対前年度比1.7%の減と減収見込みとなりました。給与所得の減少による村民生活への影響が危惧されるところでございます。次に村税の他の税目についてありますが、軽自動車税、村たばこ税、入湯税などにつきましては、ほぼ前年並みの収入予測といたしました。しかし、固定資産税のうち償却資産につきましては、経済状況の影響から大幅な減収となるものと思われまます。平成21年度には、企業の設備投資が進まず、新たな課税客体の増加が見込めない状況でありました。こうした状況から、償却資産は対前年度比で31.6%の大幅な減となり、額にして2億8,555万6,000円の減としたところでございます。こうした要因により、村税は総額で36億8,975万5,000円といたしました。対前年度比で17.2%の減となっております。次に、地方交付税についてありますが、ご承知のとおり本村は平成17年度から普通交付税の不交付団体となりました。現在、県内でも不交付団体がいくつかありますが、本村を除く全ての不交付団体が原子力発電所立地の特殊要因によるものであります。福島県内では、原子力発電所関連外の要因で不交付団体になった例は過去になく、大変話題となったところでございます。以来、本村は今年度までの5か年間、恵まれた状況下にあったわけではありますが、来年度の財政予測では大変厳しい状況になることが予想されます。これまでの普通交付税不交付団体から交付団体への移行はもとより、普通交付税もこれまでの交付基準では交付されない見込みであります。過去3か年間の財政力に応じて、その一定割合を臨時財政対策債に振り替えられるといった制度改革が予定されているからであります。過去3か年恵まれた財政状況が続いた本村にとって、その分ダメージの大きな制度改革といえます。大変遺憾な制度改革と言わざるを得ません。普通交付税と臨時財政対策債を合算すれば、歳入総枠の確保は可能となります。しかし、交付されない普通交付税の分を後年度負担となる起債発行でまかなう今回の交付税制度改革に対して、今後、見直し、あるいは改善を要望しなければならないと考えているところでございます。平成22年度の普通交付税につきましては、従来基準で交付見込みの9億2,000万円のうち、本村の財政力を考慮し2億7,600万円の予算計上となりました。実質的な臨時財政対策債への振替額は、普通交付税本算定を待たなければ確定しない状況であり、交付税も新制度ということで細部設計が国からも示されておりません。今後、臨時財政対策債への振替額が増大することも十分予想され、大変厳しい状況にあるといえます。今後の制度改革への動向を注視してまいりたいと

考えております。次に、国庫支出金につきましては、総額で対前年度比7,280万3,000円の増、7億8,189万2,000円の予算計上いたしました。主な要因といたしましては、国庫負担金が2億8,468万1,000円増額であります。子ども手当負担金の3億4,833万3,000円の予算化によるものでありますが、新政権下の新たな予算施策として予算化したものでございます。一方、国庫補助金につきましては、今後の国の動向に相当の注意を要することとなります。国庫補助金、とりわけ国土交通省所管の事業に関する国庫補助金は、新政権の基本理念としても「コンクリートから人へ」という言葉が出されておりますが、制度改正が大幅になる可能性があるとの情報もございます。また、22年度からは仮称「社会資本整備総合交付金」として一括交付されるやに聞き及んでおります。詳細が判明しない現段階では、21年度の補助制度を基に各分野ごとに予算を計上しておりますが、内容等が確認され次第、所要の補正を行いたいと考えております。次に、県支出金についてでございますが、22年度の県支出金につきましては、2億289万2,000円の増、5億2,379万4,000円を予算計上いたしました。子ども手当県負担金として5,333万3,000円を計上したのに加え、緊急雇用対策の補助金といたしまして1億3,195万2,000円を予算化したことが主な増額要因でございます。次に繰入金ですが、公共施設整備基金繰入金は、役場周辺への行政機能の集約化を推進するための事業や消防施設整備のための事業等に充当するため、1億4,850万円を、教育施設整備基金繰入金は、西郷第一中学校屋内運動場関連事業等へ充当するため1億7,280万円を計上をするものであります。子育て基金繰入金につきましても中学3年生までの医療費無料化に要する経費へ充当するため5,000万円を予算計上いたします。これら基金繰入金を主な内容といたしまして、繰入金総額で3億7,883万7,000円を計上するものであります。次に、村債についてでございますが、道路等整備事業やまちづくり交付金事業、学校教育施設等整備事業など事業費充当財源として、2億3,290万円を予算計上いたします。また、臨時財政対策債の人口基礎分として、従来からの普通交付税からの振替相当額3億2,550万円を、更には、22年度からの交付税新制度に伴う財源不足額基礎分として6億4,400万円を予算計上するものであります。これら財源補てん的な起債発行を含め、村債総額で12億240万円の予算計上となりました。交付税制度をはじめ補助金制度など改正が急ぎ行われております本村への影響は大きなものがあります。平成22年度につきましては、この措置として村債依存の予算編成といたしましたが、こうした状況を恒常的に継続するわけにはいきません。本村においては、平成22年度以降、財政規律面で新たな基準や考え方を確立する必要があります。国の施策、あるいは財政力の低いといった市町村に一層の配慮をするといった国の施策が方向を大きく舵をきっているということを思いますと、他の町村と比べ本村の財政力が高いといったことが今後国費の面で不利益を被る可能性は高くなるといわざるを得ません。よって、財政規律面での早急な対策を講じていかなければならないと思っております。

次に、歳出でございますが、まず、人件費、扶助費、公債費での支出、いわゆる義務

経費でございます。平成22年度の義務的経費につきましては、約29億3,351万4,000円、対前年度比0.3%の増、額にして904万6,000円の増となりました。義務的経費のうち公債費は、21年度実施の公的資金繰上償還の完了により2億271万4,000円の減となりましたが、子ども手当の予算化により扶助費が2億4,417万2,000円の増となったため、総額では、ほぼ前年度並みの予算額となったものでございます。次に、普通建設事業費等の投資的経費についてであります。対前年度比で9,427万5,000円の増額とし、総額で、昨年度を超える13億9,229万8,000円の予算計上となりました。本来圧縮すべき経費であります。景気浮揚的な側面と事業効果の早期実現を考慮し、増額計上としたものでございます。主なものは、地域活力基盤創造交付金事業費として2億5,353万1,000円、まちづくり交付金事業費として1億7,415万6,000円、西郷第一中学校施設整備を主な内容として中学校施設整備費に4億401万8,000円を予算計上いたしました。また、生活関連予算として、防犯灯整備、消防施設整備等の予算化も行ったところでございます。次に、物件費、補助費、繰出金等から成ります、その他の経費であります。対前年度比で8.5%の増、額にして2億6,467万9,000円の増額といたしました。その増加要因の大半が物件費で、対前年度比3億364万4,000円の増であります。世界規模の経済危機が日本経済に及ぼした影響は想像以上のものがあり、企業収益の悪化が就労環境をも悪化させる結果となったものであります。最近の報道等によりますと、高い失業率に加え高校あるいは大学等の新規就労者、学卒者の就職内定率が非常に低く、大変深刻な社会問題となっております。本村では、職を求める人々の一助となるよう、緊急雇用対策事業を強力に推進いたします。今、予算の物件費の増加要因の大半は、同事業のための経費計上によるものであります。これにより、その他の経費総額で33億9,518万8,000円の予算計上となりました。

以上、歳入歳出予算の主なものについてご説明申し上げましたが、平成22年度予算について総括いたします。政権交代による急激な政策転換により、これまでの経験則が通用しない事態になっております。なかなか先が読めないことであり、特に地方交付税や国庫支出金等の国費の動向が外形的な情報からしかうかがい知ることができません。よって、この地方交付税、あるいは補助金制度の制度改正については、相当重点的に注目していかなければならないというふうに思っております。更に歳出予算につきましては、現下の経済状況に対応することといたしまして歳出事業を行っていきませんが、平成22年度に限りましては、国で認める臨時財政対策債の財源不足額基礎分の起債を発行することといたしました。これにより歳入予算総額の確保を図ることといたしましたが、この対応は、あくまで臨時的な対応にとらえていきたいと思っております。プライマリーバランスを阻害しない範囲内におくことで、後年度負担を増やさないとした財政規律を遵守していきたいというふうに思っております。

次に、議案第15号から議案第25号までの各特別会計予算並びに企業会計予算につきましては、それぞれの事業目的達成のための予算としております。

続きまして、議案第26号「平成21年度西郷村一般会計補正予算（第7号）」について、ご説明を申し上げます。今回の補正予算は、数次の補正を経て最終補正となりますが、歳入歳出それぞれ9,883万1,000円を減額補正し、歳入歳出総額79億6,051万3,000円とするものでございます。まず、歳入補正予算の主なものについてであります。村税につきましては、当初見込額を大幅に割り込み、総額で5億5,544万6,000円の減、総額39億9,225万6,000円といたしました。法人村民税の大幅な減収が主な要因であります。法人村民税につきましては、通常、予定納税制度があり、前年度実績額の半額を納入することとなっております。平成21年度予算額見積もりにあたりましては、現在の経済状況を考慮し、そのルール分をも下回る予算額の計上にとどめていたわけですが、現実的には、それをも下回る結果となったものでございます。次に、繰入金についてであります。繰入金は2億6,523万7,000円を増額補正し、総額10億5,752万8,000円といたしました。増額補正の大半が財政調整積立基金からの繰入金で、法人村民税の減収分を補てんするための繰入金であります。次に、国庫支出金についてですが、国庫支出金につきましては、各種補助事業費の確定を受け、それぞれ補助金の増減補正を行っております。また、景気浮揚策として新規に交付決定を受けたもの、更には、変更増額となったもの等の補正も含め、国庫支出金総体で1億9,472万8,000円を増額補正とし、総額で11億1,486万2,000円とするものであります。主なものは、白河布引山演習場周辺道路改修事業補助金として4,431万8,000円、地域活性化・公共投資臨時交付金として9,894万2,000円、地域活性化・きめ細かな臨時交付金として3,494万2,000円をそれぞれ補正するものであります。

次に、歳出補正予算の主なものについてであります。農林水産業費では、地域活性化・きめ細かな臨時交付金対応事業費で600万円、林道改良事業費で757万6,000円を増額、総額164万1,000円を増額補正といたしました。土木費は、白河布引山演習場周辺道路改修事業費で7,949万8,000円、地域活性化・きめ細かな臨時交付金対応事業費で3,500万円の増額補正を主な内容とし、総額7,255万8,000円を増額補正といたします。次に、減額補正となった事業費のうち主なものについてであります。民生費は6,650万8,000円の減額補正といたします。社会福祉費では、重度心身障がい者医療費補助事業費等の減額により2,375万3,000円を減額、児童福祉費では、平成21年度実施予定であった子育て応援特別手当の執行停止を受け、同事業費等の減額により4,061万7,000円を減額補正いたします。教育費は、小学校及び中学校の施設整備工事費の確定等により5,535万4,000円を減額補正といたします。

次に、「第2表 繰越明許費」であります。国の景気浮揚策により、各補助金や交付金など臨時財源の交付が相次いでおります。本村でも地域活性化のため各種補助・交付金を積極的に受け入れ、公共事業費の増大を図っているところでありますが、これら臨時に交付される財源は国の補正予算を経て交付決定されるもので、事務手続

き上どうしても決定時期が遅れております。その後、各自治体での予算化という手続きもあって、結果として十分な工期がとれず繰越明許となりました。「第2表 繰越明許費」に列挙しました14事業につきましては、これらの事情によるものであり、総額3億3,572万9,000円とするものであります。「第3表 債務負担行為補正」及び「第4表 地方債補正」では、それぞれ追加、変更の補正を行うものであります。

次に、議案第27号から議案第37号までの各特別会計補正予算並びに企業会計補正予算につきましては、それぞれの事業目的を達成すべく所要の補正を行うものでございます。

最後に、報告1号「専決処分の報告について」（専決第1号 福島県市町村総合事務組合規約の変更について）であります。福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の減少及び同組合規約の変更にかかる協議の議決要請があったため、専決処分事項の指定に基づき専決処分をしたので、報告しようとするものでございます。

以上、本日提案いたしました議案の大要につきまして、説明を申し上げます。なお、細部につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議のうえ、ご承認、ご議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（高木信嘉君） 提案理由の説明が終わりました。

◎議案内容の細部説明

○議長（高木信嘉君） 続いて、議案第1号から議案第5号に対する細部説明を求めます。（「議事進行」という声あり）

○議長（高木信嘉君） 17番鈴木宏始君。

○17番（鈴木宏始君） 17番、議事進行について発言をいたします。

従来、この予算の説明なんです。今回の22年度の予算書でいいですと1ページだけは当然細部説明として必要ではありますけれども、その次のめくって2ページから8ページまでは、ただいま村長の大要の説明でも触れられておりますし、そして、また、月曜から、3月8日から3月10日までの予算説明会でも十分に説明を受けられる機会があるので、ここで申し上げたいわけですが、ただいま申し上げた2ページから8ページまでの、いわゆる第1表については省略して説明をしてはどうかというふうに申し上げたいと思います。

○議長（高木信嘉君） ただいま17番鈴木宏始議員から今申し出がありましたように、予算関係の1表等の省略をしてはどうかということでもありますけれども、そのような進め方でやっていきたいと思いますが、皆さんご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（高木信嘉君） じゃあ、そのような形で進めさせていただきます。

引き続き細部説明を求めます。総務課長。

（総務課長、議案書により細部説明）

◎休議の宣告

○議長（高木信嘉君） これより午前11時20分まで休憩いたします。

(午前 11 時 02 分)

◎再開の宣告

○議長（高木信嘉君） 再開いたします。

(午前 11 時 20 分)

○議長（高木信嘉君） 休憩前に引き続き細部説明を続行します。

議案第 6 号から議案第 8 号に対する細部説明を求めます。福祉課長。

(福祉課長、議案書により細部説明)

○議長（高木信嘉君） 続いて、議案第 9 号、議案第 10 号に対する細部説明を求めます。
建設課長。

(建設課長、議案書により細部説明)

○議長（高木信嘉君） 続いて、議案第 11 号に対する細部説明を求めます。総務課長。

(総務課長、議案書により細部説明)

○議長（高木信嘉君） 続いて、議案第 12 号に対する細部説明を求めます。建設課長。

(建設課長、議案書により細部説明)

○議長（高木信嘉君） 続いて、議案第 13 号、議案第 14 号に対する細部説明を求めま
す。総務課長。

(総務課長、議案書により細部説明)

○議長（高木信嘉君） 続いて、議案第 15 号に対する細部説明を求めます。

住民生活課長。

(住民生活課長、議案書により細部説明)

○議長（高木信嘉君） 続いて、議案第 16 号、議案第 17 号に対する細部説明を求めま
す。福祉課長。

(福祉課長、議案書により細部説明)

○議長（高木信嘉君） 続いて、議案第 18 号に対する細部説明を求めます。建設課長。

(建設課長、議案書により細部説明)

○議長（高木信嘉君） 続いて、議案第 19 号、議案第 20 号に対する細部説明を求めま
す。上下水道課長。

(上下水道課長、議案書により細部説明)

○議長（高木信嘉君） 続いて、議案第 21 号、議案第 22 号に対する細部説明を求めま
す。健康推進課長。

(健康推進課長、議案書により細部説明)

○議長（高木信嘉君） 続いて、議案第 23 号に対する細部説明を求めます。福祉課長。

(福祉課長、議案書により細部説明)

◎休議の宣告

○議長（高木信嘉君） これより午後 1 時まで休憩いたします。

(正 午)

◎再開の宣告

○議長（高木信嘉君） 再開いたします。

(午後1時00分)

- 議長（高木信嘉君） 休憩前に引き続き細部説明を続行いたします。
続いて、議案第24号、議案第25号に対する細部説明を求めます。上下水道課長。
(上下水道課長、議案書により細部説明)
- 議長（高木信嘉君） 続いて、議案第26号に対する細部説明を求めます。総務課長。
(総務課長、議案書により細部説明)
- 議長（高木信嘉君） 続いて、議案第72号に対する細部説明を求めます。
(「議案第27号」という声あり)
(「議事進行」という声あり)
- 議長（高木信嘉君） 16番室井清男君。
○16番（室井清男君） 今の発言、議長は前言を取り消してからこちらに移るように、
それでやり直してください。
- 議長（高木信嘉君） 了解しました。
ただいま議案第27号を72号と発言しましたので、それを取り消したいと思いま
すので、よろしく願い申し上げます。
では、改めまして、続いて議案第27号に対する細部説明を求めます。
住民生活課長。
(住民生活課長、議案書により細部説明)
- 議長（高木信嘉君） 続いて、議案第28号、議案第29号に対する細部説明を求めま
す。福祉課長。
(福祉課長、議案書により細部説明)
- 議長（高木信嘉君） 続いて、議案第30号に対する細部説明を求めます。建設課長。
(建設課長、議案書により細部説明)
- 議長（高木信嘉君） 続いて、議案第31号、議案第32号に対する細部説明を求めま
す。上下水道課長。
(上下水道課長、議案書により細部説明)
- 議長（高木信嘉君） 続いて、議案第33号、議案第34号に対する細部説明を求めま
す。健康推進課長。
(健康推進課長、議案書により細部説明)
- 議長（高木信嘉君） 続いて、議案第35号に対する細部説明を求めます。福祉課長。
(福祉課長、議案書により細部説明)
- 議長（高木信嘉君） 続いて、議案第36号、議案第37号に対する細部説明を求めま
す。上下水道課長。
(上下水道課長、議案書により細部説明)
- 議長（高木信嘉君） 続いて、報告第1号に対する細部説明を求めます。総務課長。
(総務課長、議案書により細部説明)
- 議長（高木信嘉君） 以上で細部説明が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（高木信嘉君） これをもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

なお、3月8日より3月10日までの3日間は予算説明会となっておりますので、ご出席願います。

本日は、これにて散会いたします。

（午後1時36分）

